

平成 20 年 4 月 22 日

各 位

会 社 名 バンドー化学株式会社
代表社名 取締役社長 谷 和義
上場取引所 東京・大阪 各第一部
コード番号 5 1 9 5
問合せ先 常務執行役員経営企画部長 福永久雄
経営企画部広報担当 西山功一
(TEL 078-304-2935)

財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針について

当社は、本日開催の取締役会において、会社法施行規則第 127 条に規定される「財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」を次のとおり決定いたしましたので、お知らせいたします。

1. 財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業価値、ひいては株主価値の最大化に資する者であるべきと考えます。具体的には、後述の「経営理念」を十分に理解し、これを実践することによって、株主共同の利益を維持・向上させる者であるべきと考えます。一方、財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方は、株主共同の利益の観点から、株主の皆様に適切に判断いただくべきと考えます。そして、株主の皆様に適切に判断いただくためには、株主の皆様に十分な情報を提供することが必須であると考えます。

2. 財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する取組み

当社グループは、1906 年の創業以来、「私達は、調和と誠実の精神をもって、社会のニーズに沿った新たな付加価値とより高い品質を日々創造、提供し、お客様をはじめとする社会の信頼に応え、社業の発展を期するとともに、バンドーグループの従業員たることに誇りを持ち、社会に貢献することを期する。」という経営理念のもと、グループ・ビジョン 21 を策定し、世界市場におけるコア事業の拡大と、新たな起業に向けて逞しく前進する企業グループを目指し、ゴム・プラスチック製品メーカーのパイオニアとして、お客様のニーズに応えるべく、新技術や新製品の開発を行っております。

具体的には、2007 年度から 2012 年度までの新中期経営計画“ DOING MORE on the new frontier ”を策定し、常にお客様の満足度を追求し、“強み”に磨きをかけ、新たな“個性”を創出し続け、長期的な企業価値の向上に取り組んでおります。その概要は、次のとおりであります。

新中期経営計画の概要

“ DOING MORE on the new frontier ” の最初の 3 年間 (2007 - 2009 年度) を 1st stage(DM-1)、次の 3 年間 (2010 - 2012 年度) を 2nd stage(DM-2) と位置づけ、次の重要経営課題を遂行することによって、企業価値のさらなる向上を図る。

DM-1 の重要経営課題

- (1) コア事業である伝動ベルト事業、MMP 事業（電子写真プロセス用機能部品）において、グローバル展開と連結収益力の向上を図る。
- (2) 産業資材事業および化成部品事業を、さらなる事業構造の変革により、持続性のある収益体質にする。
- (3) 先端的、革新的な技術開発に挑戦し、常に一步先を行く新製品を連続的に開発する。

DM-1 の定量目標

売上高（連結）・・・・・・・・・・1,060 億円
営業利益（連結）・・・・・・・・・・ 95 億円
ROA（連結）・・・・・・・・・・ 4.5%以上

3. 大量買付行為がなされた場合において、株主の皆様が当該大量買付者が株主共同の利益を維持・向上させる者か否かを適切に判断いただくための十分な情報を提供するための手続き

手続きの概要

当社は、当社株券等の大量買付を行おうとする者に対して、これに先立ち、買付目的その他株主の皆様が判断いただくために必要と考える情報の当社取締役会に対する提供を求め、当社取締役会は、当該買付を行おうとする者から提供された情報およびこれに対する当社取締役会の評価を併せて、株主の皆様に対して公表いたします。

適用対象

本手続きは、次の一に該当する場合に適用されます。

- (1) 当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³が 20%以上となる買付け
 - (2) 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵に係る株券等の株券等所有割合⁶およびその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が 20%以上となる公開買付け
- 以下、上記(1)および(2)の買付を「買付等」といい、買付等を行おうとする者を「買付者等」といいます。

買付者等が遵守すべき手続きの概要

当社取締役会が、買付者等に遵守を要請する手続きは、

- ・株主の皆様が買付等に応募するかどうかを判断いただくために必要かつ十分な情報を買付者等に提供願うとともに
- ・株主の皆様による一定の評価期間が経過した後に買付等を開始していただくためのものがあります。

その概要は、次のとおりであります。

¹ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に定義されます。以下別段の定めがない限り同じとします。なお、本方針において引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本方針において引用される法令等の各条項は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項を実質的に継承する法令等の各条項に読み替えられるものとします。

² 金融商品取引法第 27 条の 23 第 1 項に規定される保有者をいい、同条第 3 項に基づき保有者に含まれる者を含みます。

³ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 4 項に定義されます。以下同じとします。

⁴ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 1 項に定義されます。以下(2)において同じとします。

⁵ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 6 項に定義されます。以下同じとします。

⁶ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 8 項に定義されます。以下同じとします。

⁷ 金融商品取引法第 27 条の 2 第 7 項に定義される特別関係者をいいます。ただし、同項第 1 号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第 3 条第 2 項で定める者を除きます。以下同じとします。

(1) 意向表明書の当社への事前提出

買付者等が買付等を行おうとする場合には、まず当社取締役社長宛に、本手続きを遵守する旨の誓約および次の内容等を記載した意向表明書をご提出いただきます。

- イ．買付者等の名称、住所
- ロ．設立準拠法
- ハ．代表者の氏名
- ニ．国内連絡先
- ホ．提案する買付等の概要

(2) 情報の提供

当社取締役会は、前記意向表明書受領後、10 営業日⁸以内に、株主の皆様の判断および当社取締役会としての意見形成のために提出いただくべき必要かつ十分な情報のリストを買付者に対して交付します。提出いただく情報は、買付者等の属性および買付等の行為の内容によって異なりますが、一般的な項目としては、次のような情報が考えられます。

- イ．買付者等およびそのグループ（共同保有者⁹、特別関係者および組合員（ファンドの場合）その他の構成員を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容等を含みます。）
- ロ．買付等の目的、方法および内容（買付等の対価の価額・種類、買付等の時期、関連する取引の仕組み、買付等の方法の適法性、買付等の実行の可能性等を含みます。）
- ハ．買付価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および買付等に係る一連の取引により生じることが予想される相乗効果の内容を含みます。）
- ニ．買付資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ホ．買付後の当社グループの経営方針、事業計画、資本政策および配当政策
- ハ．買付後における当社グループの従業員、取引先、顧客その他の当社グループに係る利害関係者の処遇方針
- ト．その他当社取締役会が、株主の皆様の判断のために必要と考える情報

当社取締役会は、これら情報が、当該買付者等が株主共同の利益を維持・向上させる者が否かを適切に判断いただくための十分な情報か否かを精査し、仮に、不十分であると判断した場合は、買付者等に追加情報を求めることができるものとします。

当社取締役会は、十分な情報を受領したと認める場合は、直ちにその旨を買付者等に通知します。当該通知日から合理的期間内に（原則として、60 営業日とする。）これら情報の内容を検討し、これに対する当社取締役会の評価（当社の考えおよび対応ならびに当該買付者等の本手続きの遵守状況を含む。）を併せて、株主の皆様に対して公表するものとします。

なお、提供のあった情報につきましては、株主の皆様判断いただくための情報として、当社ホームページに掲載いたします。

(3) 買付等の実施時期

買付者等は、上記の株主の皆様に対する情報の公表がなされた後にのみ買付等を開始する

⁸ 営業日とは、行政機関の休日に関する法律第 1 条第 1 項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下同じとします。

⁹ 金融商品取引法第 27 条の 23 第 5 項に定義される共同保有者をいい、同条第 6 項に基づき共同保有者とみなされると当社取締役会が認めた者を含みます。以下同じとします。

ものといたします。

当社取締役会の考える不適切な買付等

当社取締役会は、次のような買付等は、不適切な買付等であると考えております。

- イ. 買付者等が当社の設定した手続きを含め所定の手続きを遵守しない買付等
- ロ. 株券等を買占め、その株券等について当社に対して高値で買取りを要求する目的でなされる買付等
- ハ. 当社の経営を一時的に支配して、当社の重要な資産等を廉価に取得する等当社の犠牲の下に買付者等の利益を実現する経営を行う目的でなされる買付等
- ニ. 当社の資産を買付者等やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的でなされる買付等
- ホ. 当社の経営を一時的に支配して、当社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは、一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って高値で売り抜ける目的でなされる買付等
- ヘ. 強圧的二段階買付（最初の買付ですべての株券等の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、買付等を行うことをいいます。）等、株主に株券等の売却を事実上強要するおそれのある買付等
- ト. 買付等の条件（対価の価額・種類、買付等の時期、買付等の方法の適法性、買付等の後の経営方針または事業計画、買付等の後における当社の少数株主、従業員、取引先、顧客その他の当社に係る利害関係者に対する方針等を含みます。）が当社の本源的価値に鑑み不十分または不適切な買付等
- チ. その他、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を損ねる重大なおそれをもたらす買付等

4. 前号の取組みが基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないことおよび会社役員としての地位の維持を目的とするものではないことと判断する理由

当該取組みが基本方針に沿うものであること

当該取組みは、株主の皆様が当該買付者等が株主共同の利益を維持・向上させる者が否かを適切に判断いただくための十分な情報を提供するための手続きであり、基本方針に沿うものであります。

当該取組みが株主共同の利益を損なうものではないこと

当該取組みは、前述いたしましたように、株主共同の利益を尊重するという基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないことは明らかであります。

当該取組みが会社役員としての地位の維持を目的とするものではないこと

当該取組みは、株主の皆様が当該買付者等が株主共同の利益を維持・向上させる者が否かを適切に判断いただくための十分な情報を提供するための手続きであり、当社の経営陣として相応しい者は、当社会社員が当該買付者等かを株主の皆様が判断いただくものであります。したがって、当該取組みが会社役員としての地位の維持を目的とするものではないことは明らかであります。

以上